

平成19年3月7日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 キ ン グ  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 山 田 幸 雄  
(コード番号 8118 大証一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 門 管 掌 石 井 修 二  
(T E L 06-6368-7802)

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」という）の導入を決議しました。本プランにつきましては、平成19年6月開催予定の当社定時株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認させていただくこととしますが、それまでの間においては本プランを当社取締役会は採用することといたしますので、お知らせいたします。

尚、当社は本日現在、当社株式の大量買付にかかる提案等を一切受けておりませんので申し添えます。

平成18年9月30日現在の株主の状況は、別紙1のとおりです。

### 1. 当社の企業価値向上に関する取り組みについて

当社は「もの言わぬものに、もの言わせるものづくり」という社是と、「私たちは、常に社会と生活者を見つめ、たゆまぬ創造と変革を行い、より充実した生活にしよう」という企業理念のもと、① ファッション産業という当社の本業に徹する。② ベターアップ商品でのクリエイション展開に特化し、素材・品質・着心地・ファッション性の全てにわたって、高品質・高感度商品の提供を目指す。③ 企業規模の大小にとらわれず、その存在価値が株主・お取引先・社員など全ての利害関係者から明確に認められ、安定した収益と成長を確保できるエクセレントカンパニーを目指す。という方針で経営に取り組み、企業価値の向上を図ると共に、社会と経済の発展にも貢献することを経営の基本としております。

当社は昭和23年に創立し、来年60周年を迎えるにあたり、現在、更なる企業価値の向上に向け、既存事業の再編・強化を実施すると共に、M&A等も視野にいれた事業拡大の検討も進めております。

また、当社は、企業経営の透明性を高め、公共性、独立性を確保することで企業価値を持続的に向上していくことをコーポレート・ガバナンスの基本に据え、独立性の高い社外取締役を擁すると共に、取締役会の意思決定の迅速化や監督機能の強化、業務執行責任の明確化のための執行役員制度の導入によりその実現を図っております。

尚、利益配分につきましては、安定的かつ業績に見合った配当の継続に努めると共に、内部留保の充実にも努めることを基本方針としております。安定配当の指標といたしましては、1株当たりの年間配当金を5円とし、また、業績に見合った配当性向につきましては、連結当期純利益の概ね40%を一つの指標とし、株主利益を重視した配当政策を実施しております。

## 2. 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策、以下「本プラン」）の導入目的

近時、わが国の資本市場においては、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に大量の株式買付を行う動きも顕在化しております。当社取締役会は、このような株式の大量買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主に、① アパレル市場におけるミッシー・ミセスゾーンで長年にわたって培ってきたブランド力、② ベターアップ商品でのクリエイション展開に特化しての高感度・高品質な商品開発力、③ 優れた製品品質とそれを支える技術力、並びに、高い生産性と縫製技術による生産・供給体制、④ 当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、⑤ 充実した教育を受け豊富な販売経験を有する当社のファッション・アドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼等であり、これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式の大量買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが不可欠であるとの結論に至り本プランを導入することといたしました。

尚、当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙2ご参照）に従い、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役または(iii) 社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランの導入当初における独立委員会の委員には、当社社外取締役および社外の有識者より別紙3に記載の3氏が就任されました。

本プランは当社取締役会の決議により導入するものですが、下記4. 「(4) 本プランの有効期間、廃止および変更」に記載する通り、株主総会の決議により廃止することや、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会で廃止することができるなど、株主の総体的意思によって

これを廃止できる手段が設けられており、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める株主意思の原則を充足しております。また、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、平成19年6月開催予定の当社定時株主総会（以下「次期定時株主総会」という）において議案としてお諮りさせていただくことを予定しております。

### 3. 本プランの基本方針

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、4. 以下に定める本プランの内容に従った具体的な対応策の導入を実施し、本プランの内容を、株式会社大阪証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付を行う者が遵守すべき手続があること、並びに、当社が買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から株式と引換えに新株予約権を取得すると取得条項が付された新株予約権の無償割当て等を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

### 4. 「本プラン」の内容

#### (1) 本プランに係る手続

##### (a) 対象となる買付等

本プランは下記①または②に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（以下「買付等」という）がなされる場合を適用対象とする。買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」という）は、予め本プランに定められる手続に従うこととする。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup> について、保有者<sup>2</sup> の株券等保有割合<sup>3</sup> が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup> について、公開買付け<sup>5</sup> に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup> およびその特別関係者<sup>7</sup> の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

---

1 証券取引法第27条の2第3項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。

2 証券取引法第27条の2第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。

3 証券取引法第27条の2第4項に定義される。以下同じ。

4 証券取引法第27条の2第1項に定義される。以下②において同じ。

5 証券取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。

6 証券取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。

7 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。以下同じ。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」という）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称する）を当社の定める書式により提出する。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提出する。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがある。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供する。

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者<sup>8</sup>、特別関係者および（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含む）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含む）
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む）
- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む）
- ⑤ 買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑦ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

尚、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、下記(3)にその概要が記載される新株予約権（以下「本新株予約権」という）の無償割当て、その他独立委員会が適切と認めた対抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て等」という）を実施することを勧告する。

---

<sup>8</sup> 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内(但し、原則として60日間を超えないものとする)に買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとする。以下同じ)、その根拠資料、および代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがある。

② 独立委員会による検討作業

買付者等および(当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には)当社取締役会から情報・資料等(追加的に要求したものも含む)の提供が十分になされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間(但し、下記(d)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」という)を設定する。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行う。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対して当社の代替案の提示を行うものとする。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとする。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとする。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得ることができるものとする。

③ 株主に対する情報開示

独立委員会は、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付者等から買付の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の状況のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行う。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとする。尚、独立委員会が当社取締役会に対して下記①か

ら③に定める勧告または決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記③に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合には、その旨および延長・再延長の理由の概要を含む）について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

① 独立委員会が「本プラン」の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記 (b) および (c) に規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記 (2) 「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告する。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に対して勧告することができるものとする。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記 (2) 「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても直ちに本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当ではない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記 (2) 「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当て等を実施することは相当ではないと判断した場合、または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記 (c) に規定する意見および独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施しないことを勧告する。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記 (2) 「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当て等の実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとする。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う(尚、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとする)。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとする。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議(本新株予約権の無償割当て等の中止を含む)を行うものとする。尚、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはいならないものとする。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行う。

(2) 本新株予約権の無償割当て等の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると認められる場合、上記(1)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当て等を実施することを予定する。尚、上記(1)「本プランに係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経て決定する。

(a) 上記(1)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供および独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を

処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- (c) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
- (f) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者(以下「当社利害関係者」という)の処遇等の方針等を含む)が、当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な買付等である場合
- (g) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を破壊する、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

### (3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりとする(「本新株予約権の詳細については、別紙4「新株予約権無償割当ての要項」ご参照)。

#### (a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」という)において別途定める割当て期日(以下「割当て期日」という)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する)の2倍に相当する数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

#### (b) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割当てる。



- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日  
当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の種類および数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という)は、別途調整がない限り1株とする。
- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。
- (f) 本新株予約権の行使期間  
本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(i)項②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
- (g) 本新株予約権の行使条件
- (i) 特定大量保有者<sup>9</sup>
  - (ii) 特定大量保有者の共同保有者
  - (iii) 特定大量買付者<sup>10</sup>
  - (iv) 特定大量買付者の特別関係者
  - (v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者
  - (vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者<sup>11</sup>(以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称する)

---

9 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

10 公開買付けによって当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注において同じ)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注において同じ)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第3項に定める場合を含む)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

11 ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される)をいう。

上記記載の者は、原則として本新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者も、原則として本新株予約権を行使することができない(但し、かかる者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、かかる者の本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。詳細は、別紙4「新株予約権無償割当ての要項」ご参照)。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

尚、上記に用いられる用語の定義および詳細については、別紙4「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。

**(4) 本プランの有効期間、廃止および変更**

本プランの有効期間は、平成19年3月7日から次期定時株主総会終結の時までとし、次期定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を次期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長するものとする。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとする。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

尚、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または関係諸法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合がある。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行う。

## 5. 本プランの高度な合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しています。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

当社は、取締役会において決議された本プランを当社の次期定時株主総会で決議予定であることを合わせて当社取締役会で決議しております。また、上記4.(4)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランの有効期間は次期定時株主総会終結時までであり、次期定時株主総会においてご承認いただいた後も当該有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項を付す予定です。また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長および内容は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。

### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役、社外取締役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様へ情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

「本プラン」は、上記4.(1)「本プランに係る手続」(d)および4.(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

## (6) 第三者専門家の意見の取得

上記4.(1)「本プランに係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

## (7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(4)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型(取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

## 6. 株主の皆様への影響

### (1) 本プランの導入時に株主の皆様に与える影響

本プラン導入時においては、本新株予約権の無償割当て等を行わないため、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において、別途定める割当て期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続」(c)に記載する手続により、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記4.(1)「本プランに係る手続」(d)に記載するとおり、当社は、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までにこれを中止したり、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予

約権の行使期間の初日の前日までは無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

#### (a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当て期日を公告します。割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、速やかに株式の名義書換手続を行う必要があります(尚、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です)。

尚、割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

#### (b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

#### (c) 本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。尚、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

## 大株主の状況

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
大同生命保険株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2-1 (東京都中央区晴海1丁目8-11)	1,140	4.60
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,085	4.38
キング共栄会	大阪府吹田市豊津町1-7	966	3.90
財団法人山田育英財団	京都府京都市下京区東塩小路高倉町 2番の1	900	3.63
クレディエットバンクエスエイル クセンブルジョワーズシリウスフ ァンドジャパンオパチュニティズ サブファンド (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行兜町証券決済業務室)	43 BOULEVARD ROYAL L-2955 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋兜町6-7)	850	3.43
山 田 幸 雄	京都府京都市左京区	831	3.36
有限会社ワイ・エンタープライズ	京都府京都市左京区下鴨中川原町110	800	3.23
エスジーエスエスエスジービーテ ィールクス (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	SOCIETE GENERALE 29 BOULEVARD HAUSSMANN PARIS - FRANCE (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	700	2.83
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	629	2.54
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー505019 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行兜町証券決済業務室)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O. BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋兜町6-7)	620	2.51
計	—	8,523	34.41

(注) 当社は自己株式 2,014千株(8.13%)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、（1）当社の社外取締役、（2）当社の社外監査役、または（3）社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から次期定時株主総会終結の時までとし、次期定時株主総会において本プランの承認が得られた場合には、その任期を次期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長するものとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、その者に関し、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
4. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見または説明を求めることができる。
5. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。但し、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
6. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

尚、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

  - （1）本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - （2）本プランに係る新株予約権の無償割当て等の実施または不実施
  - （3）本プランに係る新株予約権の無償割当ての中止または無償取得
  - （4）本プランの廃止または変更（但し、変更については、本プランの基本方針に反しない範囲、または、関係諸法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る）

- (5) 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定およびその回答期限
  - (6) 独立委員会の検討期間の設定(但し、原則として60日間を超えないものとする)および当該期間の延長、再延長
  - (7) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
7. 独立委員会は、6.に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行う。
- (1) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - (2) 買付者等との交渉・協議
  - (3) 代替案の検討
  - (4) 株主に対する代替案の提示
  - (5) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - (6) 当会社の取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ること等ができる。

以上



## 独立委員会委員略歴

## 渡辺 裕泰 氏

昭和 20 年 4 月 生まれ  
昭和 44 年 7 月 大蔵省（現 財務省）入省  
平成 7 年 5 月 近畿財務局長  
平成 14 年 7 月 国税庁長官 兼 東京大学教授  
平成 15 年 11 月 東京大学大学院法学政治学研究科特任教授（現任）  
平成 16 年 4 月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授（現任）

## 兼元 俊徳 氏

昭和 20 年 8 月 生まれ  
昭和 43 年 4 月 警察庁  
平成 7 年 8 月 警察庁国際部長  
平成 8 年 10 月 国際刑事警察機構（ICPO-INTERPOL）総裁  
平成 13 年 4 月 内閣官房 内閣情報官  
平成 19 年 1 月 弁護士登録

## 鈴鹿 且久 氏

昭和 24 年 7 月 生まれ  
昭和 47 年 4 月 株式会社聖護院八ッ橋総本店入社  
昭和 55 年 12 月 同社代表取締役社長（現任）  
平成 6 年 6 月 京都八ッ橋商工業組合理事長（現任）  
平成 17 年 5 月 社団法人京都府物産協会会長（現任）  
平成 17 年 6 月 株式会社キング取締役（現任）

## 新株予約権無償割当ての要項

## I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

## (1) 新株予約権の内容および数

株主に割り当てる新株予約権(以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という)の内容は下記Ⅱ.に記載されるるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議(以下「新株予約権無償割当て決議」という)において別途定める割当て期日(以下「割当て期日」という)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する)の2倍に相当する数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

## (2) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権2個を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

## (3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

## Ⅱ. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

① 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という)は、1株とする。但し、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

② 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。

③ 上記①に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式数(但し、当社の有する当社株式の数を除く)の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ① 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額(下記②に定義される)に対象株式数を乗じた価額とする。
- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という)は1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除く)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

## (3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)項②の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得にかかる新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

## (4) 新株予約権の行使条件

- ① (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは継承した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者(以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「特定買付者等」という)は、新株予約権を行使することができない。

尚、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- (a) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- (b) 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。
- (c) 「特定大量買付者」とは公開買付け(証券取引法第27条の2第6項に定義される)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(c)において同じ)の買付等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(c)において同じ)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第3項に定める場合を含む)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第

8項に定義される。以下同じ)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

- (d) 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む)をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。
- (e) ある者の「関係者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される)をいう。

② 上記①にかかわらず、下記(a)ないし(d)の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

- (a) 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、株式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される)または当社の関連会社(同規則第8条第5項に定義される)
- (b) 当社を支配する意図がなく上記①(a)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたものであって、かつ上記①(a)の特定大量保有者に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記①(a)の特定大量保有者に該当しなくなった者
- (c) 当社による自己株式取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(a)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く)
- (d) その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る)

③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i) 所定の手続の履行もしくは(ii) 所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出を含む)の充足、または(iii) その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務を負わない。また、当該管

轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- ④ 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしているものではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑤ 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

#### (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

#### (6) 新株予約権の譲渡制限

- ① 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- ② 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)③の規定により新株予約権を行使することができない者(特定買付者等を除く)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記①の承認をするか否かを決定する。
  - (a) 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(下記(b)ないし(d)に関する表明・保証条項、補償条項および違約金条項を含む)が提出されているか否か
  - (b) 譲渡人および譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
  - (c) 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けしようとしている者ではないことが明らかであるか否か
  - (d) 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

#### (7) 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる新株予約権の取得を複数回行うことができる。

(8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成19年3月7日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることが出来るものとする。

以上